

令和4年度第12回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和5年3月24日（金）

16時00分～17時00分

滝沢市役所 4階 中会議室

- | | | |
|-------|----------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 教育長事務報告 | |
| 日程第4 | 議案第1号 | 令和5年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第2号 | 令和5年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第3号 | 令和5年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第4号 | 滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第5号 | 滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正することについて |
| 日程第9 | 議案第6号 | 滝沢市教育委員会が管理する行政情報に関する滝沢市行政情報公開条例施行規則を廃止することについて |
| 日程第10 | 議案第7号 | 滝沢市教育委員会が管理する行政情報の公開等に関する事務取扱要領を廃止することについて |
| 日程第11 | 議案第8号 | 滝沢市教育委員会が保有する個人情報に関する滝沢市個人情報保護条例施行規則を廃止することについて |
| 日程第12 | 議案第9号 | 滝沢市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領を廃止することについて |
| 日程第13 | 事務報告1 | 滝沢市議会3月会議について |

教育長事務報告書

令和5年3月24日

月 日	曜	事 項	場 所
2月27日	月	第26回参議院議員通常選挙総務大臣表彰伝達式 明るい選挙啓発ポスターコンクール表彰式	庁内
2月28日	火	岩手県立大学狩野先生最終講義	庁内
3月1日	水	市指定無形民俗文化財認定書交付式	庁内
3月2日 ～3日	木～金	市議会3月会議(代表質問)	庁内
3月3日	金	臨時校長会議	庁内
3月8日	水	県教育委員会挨拶	盛岡市「岩手県庁」
3月9日	木	柳沢小中学校山本一平前校長葬儀	盛岡市「浄泉寺」
3月14日	火	市内小中学校卒業証書授与式	柳沢小中学校
〃	〃	第26回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
〃	〃	交通死亡事故ゼロ500日継続市町村表彰伝達式	庁内
3月15日	水	予算決算常任委員会(総括)	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
3月17日	金	市内小学校卒業証書授与式	鶉飼小学校
〃	〃	第6回人事異動等調整会議	盛岡市「サンセール盛岡」
3月20日	月	第6回滝沢市の学校教育の在り方検討委員会	ビッグルーフ滝沢
3月22日	水	市議会3月会議(議案審議)	庁内
〃	〃	市特別表彰表彰式	庁内
〃	〃	市政懇談会	盛岡市「ホテルニューカリーナ」
3月24日	金	教職員定期人事異動辞令交付式及び感謝状贈呈式	庁内
〃	〃	第12回教育委員会議	庁内

議案第 1 号

令和5年度滝沢市学校教育指導方針に関し議決を求めることについて

令和5年度滝沢市学校教育指導方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

提案理由

令和5年度滝沢市学校教育指導方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

滝沢の教育

1 めざす学校像

「正義」と「信頼」の学校

(1) 「正義」が通る学校づくり

学校生活にとって最も大事なことは、子どもたちが安心して、生き生きと生活が送られるような学校・学級づくりをすることです。そのためには、正しいことが正しいと堂々と言える正義が通る学校づくりが大切です。

学校生活において、子どもたちは人間関係を学ぶとともに、人を傷つけるような言葉を発したりすることなどから様々なトラブルが生じます。その時々には、**教員自身が正義の言葉をもってきちんと気づかせること、正義の姿勢を示すこと**が大切です。人格まで傷つけるようなことを子どもが言ったとき、絶対に許さないという毅然とした姿勢を教員が示し、子どもに気づかせることが重要です。

(2) 「信頼」される学校づくり

「正義」が通る学校の実現のためには、**教員が、児童生徒、保護者、地域から「信頼」されること**が必要であり、教員と児童生徒、教員と保護者が互いに信頼し合い、地域と一緒にあって取り組むことが大切です。

保護者が学校に対して、対立の関係でなく、保護者が学校と相談する関係を築いていくこと、**子どものためという視点で話を進め、常に一緒になって考えていくという信頼し合う関係**が築かれるような学校づくりが大切です。

2 めざす教育

滝沢市の学校教育目標は「明るく かしこく たくましい子ども」の育成です。この実現を目指し、次の3つの項目について事業を展開しております。

- 1 「確かな学力を育む教育の推進」
- 2 「豊かな人間性や社会性の育成」
- 3 「健康・安全活動の推進」

本年度、これら3つの項目について、様々な事業を展開して参ります。1「確かな学力を育む教育の推進」では、小学校高学年・中学校へのALTの定期的訪問指導、中学校区ごとに進める滝沢市小・中連携**ジョイントアップ・スクール事業**、盛岡大学・岩手県立大学との連携による**ラーニング・サポーター・プロジェクト**、**特別支援教育支援員配置事業**を継続するとともに、本年度から、岩手県立大学等と連携し、新規に**小学校プログラミング教育推進事業**を実施します。また、NRT検査等の結果を生かし、「わかる授業」の実現を目指していきます。2「豊かな人間性や社会性の育成」では、**滝沢魅力学**の取組、復興教育充実の観点から滝沢市小中学校**復興教育支援事業**を実施するとともに、総合的な学習の時間推進事業、フレンド滝沢における支援を推進します。また、滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針のもとに、**滝沢市いじめ防止等対策協議会**を開催し、いじめ防止について総合的な対策を推進します。3「健康・安全活動の推進」では、関係各課と連携して通学路の安全点検、**地域ぐるみの学校安全体制整備事業**でのスクールガードによる不審者対策の活動を継続して実施します。

本市では、各校において創意工夫ある教育活動が進められていると捉えておりますが、事業の推進に当たりましては、学校、家庭、地域そして教育委員会が一体となり、連携を深めながら「明るく かしこく たくましい子ども」の育成に努めていきたいと思っておりますので、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

I 教育目標・基本計画・指導方針

1 滝沢市学校教育目標

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

- 1 豊かな心をもち、人間としてよりよく生きようとする子ども
- 2 ものごとを深く考え、真理を追究する子ども
- 3 健康や安全に気を配り、たくましい気力・体力をもつ子ども

2 基本計画及び目標指標

「生きる力」を育てる学習指導要領の趣旨を踏まえ、滝沢市学校教育目標「明るく かしこく たくましい子ども」を育成するため、事業を推進する。

1 確かな学力を育む教育の推進

【主な事業】

- 1 滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業
- 2 学力向上・指導力向上事業、ラーニング・サポーター・プロジェクト事業
- 3 学校司書設置事業
- 4 国際理解推進事業
- 5 小学校プログラミング教育推進事業

2 豊かな人間性や社会性の育成

【主な事業】

- 1 総合的な学習の時間推進事業、滝沢市小中学校復興教育支援事業
- 2 就学指導事業、特別支援教育支援員設置事業
- 3 不登校児童生徒解消対策事業
- 4 中学校における部活動指導員配置事業

3 健康・安全活動の推進

【主な事業】

- 1 学校保健事業
- 2 学校医等設置事務
- 3 学校安全体制整備推進事業

◆滝沢市が目指す教育の実現状況

各項目の目標指標は次のとおりです。

		指 標	参考値 R 4	目標値 R 5
確かな学力を育む教育の推進	全国学力・学習状況調査	① 5年生までに受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童の割合(小6) <u>単位</u> %	76.5	77.0以上
	児童生徒質問紙調査	② 1、2年生のときに受けた授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた生徒の割合(中3) <u>単位</u> %	82.2	83.0以上
豊かな人間性や社会性の育成	県学習定着度状況調査	③ 学校に行くのが楽しいと思う児童の割合(小5) <u>単位</u> %	82.1	83.0以上
	児童生徒質問紙調査	④ 学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合(中2) <u>単位</u> %	86.7	87.0以上
健康・安全活動の推進	たきざわ幸福実感アンケート指標	⑤ 子ども達が不安なく暮らせると感じている人の割合 <u>単位</u> %	39.8	50.0

3 滝沢市学校教育指導方針

【1 確かな学力を育む教育の推進】

1 学習意欲の高揚と基礎・基本の確実な定着を図る学習指導の充実

- (1) 中学校区毎に小中学校が連携し、9年間を見据えた実践的取組を推進する「滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業」により、児童生徒の生きる力を育成する。
- (2) 市内にある盛岡大学・岩手県立大学との連携により、大学生を活用した「ラーニング・サポーター・プロジェクト事業」を実施し、児童生徒の学習に係るつまずきの解消や学習意欲の向上を図る。
- (3) 岩手県立大学との連携により、専門的な知識を有する大学生及びNPO法人を市内全小学校に派遣し、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力及びプログラミング的思考力を育成する。
- (4) 「学校司書設置事業」を実施することで、市内全小学校における読書環境を整え、学力の基盤となる「読解力」「情報収集力」の向上を図る。
- (5) 「国際理解推進事業」を実施し、定期的にALTが訪問指導を行うことで、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、英語に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。小学校における外国語・外国語活動の実施に伴いALTによる小学校訪問を充実させる。
- (6) 「報われるテスト」の実施や家庭学習と連動した学習活動を実施するとともに、小中連携により「小学校復習プリント」の活用や各校の家庭学習の充実を図る。

2 学力向上を目的とした教員研修の充実

- (1) 市指定研究として、滝沢中学校区（滝沢小・滝沢中央小・滝沢中）である滝沢中学校及び滝沢小学校の公開研究会を開催し、小学校における教科担任制の望ましい在り方や授業におけるICTの効果的な活用等、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善について、小中連携の研究成果を普及する。
- (2) 全国学力・学習状況調査、岩手県学習定着度状況調査、NRT検査等を有効に活用して、学力の定着状況の把握に努め、各教科等の指導・授業改善に生かすとともに、学力向上に向けた校内のPDCAサイクルの構築を図る。
- (3) GIGAスクール構想の実現を目指して、児童生徒に対し一人一台タブレットが整備されたことから、その効果的な活用に係る教員対象の研修会を実施し、日常的な授業の中での活用促進を図る。

【2 豊かな人間性や社会性の育成】

1 児童生徒の居場所と絆づくりによる学級・学年経営の充実

- (1) 学級・学年経営の充実に努め、児童生徒一人一人が、かけがえのない人間として大切にされ、自己肯定感や自己有用感を実感できるようにする。
- (2) 「滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」のもとに、滝沢市いじめ防止等対策協議会を設置し、いじめ防止について総合的な対策を推進するとともに、いじめの実態把握に向けた定期的なアンケート調査の実施や教育相談による面談の実施、相談窓口の周知等、いじめの早期発見に向けた取組を推進し、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら、児童生徒の自立心や規範意識を高めることにより、いじめや非行等の問題行動の未然防止に努める。

2 豊かな人間性を育む道德教育の充実

- (1) 学校教育活動全体を通じて道德教育の充実に努め、「友達や自分の命を尊重する態度」「思いやりの心」「郷土を愛する心」等、児童生徒の豊かな人間性を育む。
- (2) 「道德教育地区公開講座」を実施し、保護者や地域の方々に道德教育の大切さを理解いただきながら、家庭・地域の協力・支援のもとで道德教育を展開する。
- (3) 命を大切にする教育を推進するため、市内全小中学校において毎月11日を「安全・安心・心の日」と位置付け、校長講話や人権作文の発表等の取組を通して、「命の大切さ」や「思いやりの心」などを考える機会とする。

3 体験的な活動を位置付けた総合的な学習の時間の充実

- (1) 総合的な学習の時間等において、国際理解、環境、福祉・健康・食育などの横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題や復興教育等の体験的な活動の充実に努める。
- (2) 「滝沢市小中学校復興教育支援事業」により、被災地の訪問や防災教育の充実に努め、3つの教育的価値「いきる」「かかわる」「そなえる」を具体化した教育活動の推進を図る。
- (3) 滝沢を知り、よいところを見つけ、さらに滝沢の魅力を再発見し、学びを深め滝沢への愛着を育成する「滝沢魅力学」の取組を推進する。

4 児童生徒の適正な就学指導の推進と特別支援教育の充実

- (1) 校内就学指導体制の機能の充実と市就学指導委員会との連携に努め、児童生徒の適正な就学指導を推進する。
- (2) 「特別支援教育支援員設置事業」や巡回相談を実施し、発達障がい等の特別な支援を要する児童生徒の生活・学習上の課題の改善・克服に努める。
- (3) 個別の指導計画に基づく指導の充実と特別支援教育担当者等を対象とする研修の充実に努め、特別な支援を要する児童生徒が、障がいに応じた適切な指導を受けられるように努める。
- (4) 「特別支援教育コーディネーター研修会兼幼保小中研修会」を実施し、幼保小中の連携に努めるとともに、アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムをもとに適切な就学指導の推進に努める。
- (5) 市内全小学校において、新入学生説明会等の機会に、市内共通のパワーポイントスライドを活用して「保護者理解のための発達障がい説明会」を行い、家庭と連携した支援体制の確立に努める。
- (6) 医療的ケアが必要な児童生徒の在籍する学校に看護師を配置し、関係機関が密接に連携して、ニーズや状況に適した支援体制の充実に努める。

5 不適応児童生徒に対する指導の充実

- (1) 自己存在感と好ましい人間関係に配慮した指導の充実に努め、いじめや友人関係など「児童生徒間の人間関係に起因する不登校」、先生が嫌いなど「教師との人間関係に起因する不登校」、学習内容が分からないなど「授業に起因する不登校」、クラブ・部活動についていけないなど「クラブ・部活動に起因する不適応」を未然に防止する。
- (2) 校内の教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを活用し、不適応児童生徒が自らの力で主体的に歩み出せるような環境をつくり、社会的自立や学校復帰に向けて支援する。
- (3) 「不登校児童生徒解消対策事業」を実施し、個々のケースに応じて家庭環境や保護者の養育態度の改善を含めた、総合的な適応指導に係る取組を関係機関と連携し組織的に推進する。
- (4) 各校で実施されるケース会議等に指導主事や学校教育専門員を派遣し、小・中学校、関係機関との連携に努め、学校のみでの対応では解決が図れない家庭環境や保護者の養育態度を含む困難な事例に適切に対応する。

6 適応指導教室の運営の充実

- (1) 児童生徒に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の精神的・社会的自立を促す。
- (2) 児童生徒の保護者に対する相談・助言及び指導の充実に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。
- (3) 各学校、スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、あったかハート支援員等との連携に努め、不登校及び不登校傾向の児童生徒の課題を解消する。

7 部活動指導の充実

- (1) 中学校における部活動指導については、「滝沢市中学校における部活動の在り方に関する方針【部活動ガイドライン】」に則り、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意しながら、休業日や活動時間等、適切な部活動指導を実施する。
- (2) 市内の中・大規模中学校については、指導経験豊富な部活動指導員を適切に配置し、教職員と連携して部活動指導に当たることにより、指導の質的向上と顧問教員の指導時間の軽減を図る。

【3 健康・安全活動の推進】

1 調和のとれた体位・体力の発達促進と健康、安全、給食指導の充実

- (1) 児童生徒の健康診断の実施や学校環境衛生検査等を適切に実施し、児童生徒の健康の保持増進と、安全な学校環境の確保に努める。
- (2) 学校保健安全計画を見直し、緊急時における安全対策の充実・改善に努める。
- (3) 児童生徒の登下校の安全が図られるよう「通学路安全推進会議」を設置し、関係各課と連携して通学路の点検・整備等を実施する。「地域ぐるみの学校安全体制整備事業」により、各校の学校教育振興協議会及び関係機関との連携を図り、スクールガードによる登下校の見守り活動を推進する。
- (4) 栄養教諭と連携して給食指導を充実させるとともに、家庭や地域と連携して児童生徒の体力作りを推進することにより、児童生徒の望ましい食習慣と健全な発育を促進する。

議案第 2 号

令和5年度滝沢市社会教育行政の方針に関し議決を求めることについて

令和5年度滝沢市社会教育行政の方針を定めることについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定に基づき、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

提案理由

令和5年度滝沢市社会教育行政の方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

令和5年度滝沢市社会教育行政の方針と計画【概要：説明資料】



チャグチャグスポーツクラブ陸上競技クリニック
で講師を務める大石沙也加さん（セレスポ所属）

令和5年3月24日

滝沢市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課

1 計画の位置付け

根拠法令1

- 社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条

根拠法令2

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条

計画名称

- 令和5年度滝沢市社会教育行政の方針と計画【計画期間 1年間】

2 計画の構成

令和5年度滝沢市社会教育・スポーツ行政の方針

- 方針 学びとスポーツによる「人・つながり・地域づくり」
⇒全庁体制による横断的な生涯学習推進ネットワーク拡充を通じた社会教育とスポーツの推進

事業の展開

- 1 学びによる「人・つながり・地域づくり」
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) 社会教育の推進
 - (3) 関係団体との連携・協働
 - (4) ネットワーク型社会教育行政の展開
- 2 スポーツによる「人・つながり・地域づくり」
 - (1) 地域スポーツの推進
 - (2) 人づくりと地域活性化
 - (3) 連携・協働によるスポーツ推進
 - (4) スポーツ共生社会の実現
 - (5) 施設の利用促進
 - (6) 競技力の向上

令和5年度滝沢市図書館・文化芸術・文化財行政の方針

- 方針 学べる環境づくりと文化芸術の振興
⇒湖山図書館の活用促進や文化芸術の振興、埋蔵文化財センターの活用促進

事業の展開

- 1 学べる環境づくり
 - (1) 湖山図書館の活用促進
- 2 文化芸術の振興
 - (1) 伝統文化・芸術の次世代継承
 - (2) 埋蔵文化財の保存と活用

【社会教育】 1 学びによる「人・つながり・地域づくり」

「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と学びによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

▶ (1) 生涯学習の推進

- **学びの支援の充実**
学びプランたきざわ改定、学びガイド更新による情報共有、広報たきざわ・HP・まちづくり出前講座の充実
- 生涯学習関連施設の充実
施設の維持修繕や管理運営による利便性や機能充実

▶ (2) 社会教育の推進

- **家庭教育支援の充実**
幼児家庭教育講座や小中学校家庭教育学級、**家庭教育支援セミナー(発達障がい、ゲーム障がい)**【協働団体:岩手県立生涯学習推進センター、放送大学岩手学習センターなど】
- 青少年教育と青少年対策の推進
縦軸つながりを強化した子ども会リーダー養成研修やジュニアリーダーズセミナー、放課後子ども教室
- 成人教育の充実
新成人のつどいや子ども会育成会指導者研修会、女性研修会
- 国際感覚豊かな人づくりの促進
SDGsセミナーや幼児国際理解交流会【協働団体:環境学習交流センター、国際交流協会、大学など】

▶ (3) 関係団体との連携・協働

- **社会教育関係団体の育成と活動支援**
関係団体との連携と協働による「学びと活躍が結ぶ人と人とのつながりづくり」の促進

▶ (4) ネットワーク型社会教育行政の展開

- ネットワーク型社会教育行政による「人・つながり・地域づくり」
次期学びプランたきざわ策定、生涯学習推進協議会や社会教育委員会議、青少年問題協議会の開催
- **地域学校協働活動による「人・つながり・地域づくり」**
学校教育振興協議会と教育振興運動を連動させた地域学校協働活動
- 課題解決学習による「人・つながり・地域づくり」
課題解決セミナー(SDGsや発達障がい、ゲーム障がいなど)【協働団体:関係機関、関係団体、大学など】

【スポーツ】 2 スポーツによる「人・つながり・地域づくり」

3つの視点「する」「みる」「ささえる」に基づくスポーツによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

▶ (1) 地域スポーツの推進

- スポーツ参画人口の拡大
スポーツイベント(スポーツフェスティバル、市民体育祭)の開催
- 滝沢市スポーツ推進委員協議会の支援
主催事業開催支援や子ども会、自治会などへの指導者派遣
- **スポーツを通じた健康増進**
オクトーバーランアンドウォークや元気アップ教室、健康教室・栄養教室、健康ウォーキングマップ活用など

▶ (2) 人づくりと地域活性化

- スポーツを通じた地域活性化
地域スポーツイベント(市民体育祭や自治会運動会など)参画の促進など
- スポーツアクティビティの創出
関係団体や関係機関、盛岡広域市町などと連携、協働したスポーツツーリズムなどの調査研究

▶ (3) 連携・協働によるスポーツ推進

- チャグチャグスポーツクラブやスポーツ少年団との連携、協働
- **プロスポーツチームや大学運動部などとの連携、協働**

▶ (4) スポーツ共生社会の実現

- 障がい者スポーツの推進や**滝沢総合公園体育館バリアフリー改修工事**、高齢者スポーツ、女性活躍の推進

▶ 施策2-5 施設の利用促進

- 感染症対策を講じながら市内体育施設や学校体育施設の有効活用の促進

▶ 施策2-6 競技力の向上

- アスリート育成強化
市体育協会と連携、協働したイベントや強化試合、クリニック講習会などによる競技スポーツの裾野拡大
- 盛岡スポーツコミッションと連携、協働
エイトオリンピックズプロジェクトによるトップアスリート輩出を目指した「情報発信と応援、育成」

【図書館】 1 学べる環境づくり

図書館における感染症対策を通じた安心安全な環境整備による学べる環境の充実に努めます。

施策1-1 湖山図書館の活用促進

- 利用者の求める資料を確実に提供できる図書館
展示コーナーやティーンズコーナーを通じた児童図書の充実や蔵書更新、移動図書館車搭載図書の更新
- 暮らしの中の疑問が解決できる図書館
調査研究の補助や複写サービスの実施
- 全ての情報、知識への入り口となる図書館
HPによる情報発信や移動図書館車運行
- 子どもへのサービスを重視する図書館
図書館と子どもが出会う場の提供(おはなし会やミニシアター、子ども映画会)、総合的学習の時間への対応
- 滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館
地域資料の収集と行政資料の提供を通じた郷土理解推進と郷土愛の育成
- 市民と図書館員とが共に創り育てる図書館
多方面に渡る運営協力者(おはなし会やミニシアターなど)から協力を得ての図書館運営
リクエストサービスによる利用者ニーズに沿った蔵書の充実
- 令和4年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針の策定と確実な展開



湖山図書館5周年記念五十嵐律人さんトークイベント

【文化芸術・文化財】 2 文化芸術の振興

伝統文化・芸術の次世代継承と郷土理解の推進、文化財保護意識の啓発を図ります。

(1) 伝統文化・芸術の次世代継承

- 芸術祭の開催
教委と芸術文化協会の主催で舞台部門(演劇、舞踊・芸能、音楽・ダンス)、茶道部門、展示部門の開催
- 郷土芸能まつりの開催
日本の伝統文化全般にわたる保護と伝承、後継者育成を目指した発表の場づくり
市指定無形民俗文化財(新指定): 滝沢市さんさ踊り、大沢さんさ踊り
- 郷土理解推進事業の展開
「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を通じた貴重な郷土の歴史を未来へと継承できる「人・つながり・地域づくり」の促進
- 文化財や天然記念物保護事業の展開
文化財調査委員会議による文化財保護や活用に関する必要な研究調査の実施
郷土の文化財を学ぶ機会を通じた保護意識の啓発
民具類(民俗文化資料)の郷土学習資料活用に向けた解説表示や保存管理活用の促進
市指定天然記念物(新指定): カワシンジュガイ

(2) 埋蔵文化財の保存と活用

- 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整
- 発掘調査業務の実施
- 調査、研究活動の推進
- 収蔵資料の管理
- 教育普及活動
- 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上
- 史跡公園湯舟沢環状列石に関する野外展示解説板の新規作成と野外列石に関する野外解説会の開催



新たに滝沢市指定無形民俗文化財に指定された
「滝沢市さんさ踊り」

令和5年度滝沢市社会教育行政の方針と計画について

1 令和5年度社会教育・スポーツ行政の方針

第1 方針 学びとスポーツによる「人・つながり・地域づくり」

第2 事業の展開

1 学びによる「人・つながり・地域づくり」

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 社会教育の推進
- (3) 関係団体との連携・協働
- (4) ネットワーク型社会教育行政の展開

2 スポーツによる「人・つながり・地域づくり」

- (1) 地域スポーツの推進
- (2) 人づくりと地域活性化
- (3) 連携・協働によるスポーツ推進
- (4) スポーツ共生社会の実現
- (5) 施設の利用促進
- (6) 競技力の向上

2 令和5年度図書館・文化芸術・文化財行政の方針

第1 方針 学べる環境づくりと文化芸術の振興

第2 事業の展開

1 学べる環境づくり

- (1) 湖山図書館の活用促進

2 文化芸術の振興

- (1) 伝統文化・芸術の次世代継承
- (2) 埋蔵文化財の保存と活用

1 令和5年度社会教育・スポーツ行政の方針

第1 方針 学びとスポーツによる「人・つながり・地域づくり」

現代社会は、人口減少や高齢化、超スマート社会、with コロナ時代など急速な社会環境の変化に伴い地域課題や教育課題の複雑化・多様化が進んでいます。

国は、超スマート社会（情報通信技術が織り成す仮想空間と現実空間の高度融合システムによる経済発展と課題解決の両立を目指す社会：第5期科学技術基本計画より抜粋）と人生100年時代（高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり全ての人々が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会：高齢社会対策大綱と人生100年時代構想会議人づくり革命基本構想より抜粋）の実現をそれぞれ提唱しています。

社会教育法第17条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づき「令和5年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定。社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」を目指したネットワーク型社会教育行政（市長部局と教育委員会など行政組織、小中学校、高校、大学、関係機関、関係団体、企業、NPO、地域との連携・協働による社会教育推進体制）の展開で「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と学びによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。子どもから高齢者まで全ての世代や初心者からアスリートまで全ての皆さんが、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を共有し、3つの視点「する」「みる」「ささえる」に基づくスポーツによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

「持続可能な社会の創り手」の育成を目指した総合教育政策（学校教育・社会教育を通じた総合的・横断的な教育政策）に基づく「生涯学習」をキーワードに行政組織に横軸を通じた全庁体制による横断的な生涯学習推進ネットワークを拡充。子どもから高齢者まで全世代を対象とした「学びと活躍」が盛んな「まなぶ滝沢」の実現による「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の促進を目指して、方針を「学びとスポーツによる『人・つながり・地域づくり』」とします。



第2 事業の展開

1 学びによる「人・つながり・地域づくり」

全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活躍できる、定年後も働き続ける、地域コミュニティの活性化に貢献し続ける「人生100年時代」の実現が求められています。**社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」を目指したネットワーク型社会教育行政（市長部局と教育委員会など行政組織、小中学校、高校、大学、関係機関、関係団体、企業、NPO、地域との連携・協働による社会教育推進体制）の展開で「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と学びによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。**

(1) 生涯学習の推進

① 学びの支援の充実

次期生涯学習推進計画学びプランたきざわを策定し、子どもから高齢者まで全世代の「学びと活躍」が盛んな「まなぶ滝沢」の実現による「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の促進を図ります。

広報たきざわや市ホームページ、学びガイドの有効活用を通じた学びの支援の充実に努めます。また、ふれあいまちづくり出前講座で全庁規模による横断的な生涯学習推進ネットワーク形成を通じた学びの支援を充実します。

【施策を構成する主な事業】

地域学習推進事業

② 生涯学習関連施設の充実

生涯学習関連施設の維持修繕や管理運営による利便性や機能充実、インターネットを活用した施設利用状況の公開と利便性の充実を図ります。

【施策を構成する主な事業】

滝沢市多目的研修センター管理運営事業、姥屋敷多目的研修センター管理運営事業

(2) 社会教育の推進

① 家庭教育支援の充実

子どもが基本的な生活習慣・生活能力や基本的倫理観、自立心・自制心、社会的マナーなどを培うことができる家庭教育の支援の充実を図ります。**岩手県立生涯学習推進センターや放送大学岩手学習センターなどと連携・協働した家庭教育支援セミナーを開催します。**

② 青少年教育・青少年対策の推進

縦軸つながりを強化した青少年教育による正義や信頼、情熱の心を培い「明るく かしこく たくましい子ども」の育成と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を促進します。また、全庁規模による横断的な青少年対策の展開による次代を担う青少年の健やかな成長と一人一人の可能性を最大限に発揮できる「人・つながり・地域づくり」を推進します。

③成人教育の充実

成人教育の充実で、地域課題や教育課題を解決できる社会教育を基盤とした「人・つながり・地域づくり」を促進します。

④国際感覚豊かな人づくりの促進

環境学習交流センターや国際交流協会、ユネスコ協会、大学など連携・協働しながら国際感覚豊かな人づくりを目指した学びの機会を提供します。

【施策を構成する主な事業】

地域学習推進事業、家庭教育事業、二十歳のつどい開催事業

(3) 関係団体との連携・協働

①社会教育関係団体の育成・活動支援

社会教育関係団体との連携・協働による「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と「学びと活躍が結ぶ人と人とのつながりづくり」を促進します。

【施策を構成する主な事業】

地域学習推進事業、地域学校協働活動推進事業

(4) ネットワーク型社会教育行政の展開

①ネットワーク型社会教育行政による「人・つながり・地域づくり」

次期生涯学習推進計画学びプランたきざわを策定し、子どもから高齢者まで全世代の「学びと活躍」が盛んな「まなぶ滝沢」の実現による「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の促進を図ります。

②地域学校協働活動による「人・つながり・地域づくり」

「学校の応援団」として全小中学校に設置された「学校教育振興協議会」と教育振興運動を連動させたコミュニティ・スクール活動を通じた地域学校協働活動を展開します。

③課題解決学習による「人・つながり・地域づくり」

地域課題や教育課題を解決できる「人・つながり・地域づくり」を目指した「主体的・対話的で深い学び」の視点による課題解決学習の機会の充実を図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域学習推進事業、地域学校協働活動推進事業



2 スポーツによる「人・つながり・地域づくり」

子どもから高齢者まで全ての世代や初心者からアスリートまで全ての皆さんが、スポーツの「楽しさ」や「喜び」を共有し、3つの視点「する」「みる」「ささえる」に基づくスポーツによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

スポーツを通じた学校と地域の連携・協働や共生社会の実現を目指すとともに、既存体育施設の計画的な修繕や設備の更新を通じた体育施設活用、学校体育施設開放事業の充実に努めます。エイト・オリンピックズ・プロジェクト（盛岡広域8市町の連携・協働による地元アスリート応援活動）やスポーツツーリズム（スポーツと産業・観光の融合による経済・地域活性化）を推進し、トップアスリート輩出を目指します。

（1） 地域スポーツの推進

① スポーツ参画人口の拡大

スポーツ団体やプロスポーツチームなどと連携・協働し、スポーツイベントやスポーツ教室、講習会など通じ、全ての人々が興味・関心などに応じて3つの視点「する」「みる」「ささえる」に基づくスポーツによる「人・つながり・地域づくり」を促進します。また、全自治会に配置されたスポーツ推進リーダーによる地域スポーツ活動の活性化を図ります。

② 滝沢市スポーツ推進委員協議会の支援

市民とスポーツ推進行政を結ぶコーディネーターであるスポーツ推進委員協議会を支援し、主催事業の開催支援、子ども会や自治会などへのスポーツ推進委員派遣を通じたスポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。

③ スポーツを通じた健康増進

健康づくりに視点を置いたスポーツ推進（オクトーバーランアンドウォークなど）による地域活性化を図ります。また、健康推進事業「元気アップ教室」【協働団体：市体育協会】や「健康教室・栄養教室」【協働団体：自治会などの地域】、「健康ウォーキングマップ」【健康福祉部 健康推進課】などを活用したスポーツを通じた健康増進を図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域スポーツ推進事業



(2) 人づくりと地域活性化

① 公益財団法人滝沢市体育協会との連携・協働

滝沢市体育協会や各種目別協会と連携・協働し、競技スポーツの指導者・審判講習会を通じた指導者資質向上、県内外で開催される研修会・講習会などに関する情報発信を強化します。

② コンプライアンス徹底とガバナンス強化

市補助金交付団体について関係法令に基づいた補助金申請書類確認などの指導監督を通じたコンプライアンス徹底に努めます。

また、関係機関と連携・協働し、スポーツ団体の不祥事など問題発生 of 未然防止、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めた組織運営の透明化・ガバナンス強化について指導に努めます。

③ スポーツを通じた地域活性化

スポーツ推進委員協議会、体育協会、種目別協会、地域スポーツクラブ、商工会、観光協会、企業などとの連携・協働で、スポーツを通じた地域活性化を推進します。また、自治会対抗の市民体育祭や自治会運動会など地域スポーツイベントへの参画を促し交流・活躍を通じたスポーツによる地域一体感の醸成を促進します。

④ スポーツアクティビティの創出

滝沢市スポーツ推進委員協議会や商工会、観光協会、企業、いわてスポーツコミッション、盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、観光情報の発信や特産品のPRなどスポーツを通じた地域活性化と人的・経済的交流の拡大を目指します。また、各団体や関係各課と連携・協働し、市内の山、川など豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの創出とスポーツ資源としての可能性調査に取り組みます。

(3) 連携・協働によるスポーツ推進

① 希望郷いわて元気・体力アップ60（ロクマル）運動

希望郷いわて国体を契機として、スポーツへの興味関心を高め運動習慣の定着を目的に岩手県で取り組んでいる「希望郷いわて 元気・体力アップ60運動」の取り組みを児童生徒の実態に合わせて意図的・計画的に毎日60分以上スポーツに親しみながら運動の習慣化・体力向上を目指します。

② 総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」との連携・協働

子どもから高齢者まで全世代を対象とした総合型地域スポーツクラブ「チャグチャグスポーツクラブ」と連携・協働し、スポーツを通じた地域課題や教育課題の解決、スポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。

③ 滝沢市スポーツ少年団との連携・協働

滝沢市スポーツ少年団と連携・協働し、スポーツを通じた地域課題や教育課題の解決、青少年を対象としたスポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図ります。

④いわてスーパーキッズと新体力テスト

公益財団法人岩手県体育協会や滝沢市スポーツ少年団本部、小学校などと連携・協働し、トップアスリート発掘・育成を目指した「いわてスーパーキッズ」参加を推奨。スポーツ庁による新体力テスト（応募資格基準）を実施します。

⑤プロスポーツチームなどとの連携・協働

トッププロスポーツチームや大学運動部などと連携・協働し、スポーツイベントや教室、講習会などを通じた子どもとトップアスリート交流イベントの情報発信に努め、スポーツの楽しさを体験する機会の充実を図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域スポーツ推進事業

(4) スポーツ共生社会の実現

①障がい者スポーツの推進

障がい者計画や障がい福祉計画（健康福祉部 地域福祉課）、スポーツ推進委員などと連携したスポーツの支援の充実を図ります。また、パラスポーツに関する器具（ゴールボールやボッチャ）の貸し出しを通じたパラスポーツへの普及啓発を図ります。

②スポーツ施設のバリアフリー化

スポーツ施設のバリアフリー化に向けた滝沢総合公園体育館バリアフリー改修工事を実施します。

(3) 高齢者スポーツの推進

睦大学や市老人クラブ連合会、シニア世代を対象としたチャグチャグスポーツクラブなどと連携・協働した高齢者スポーツの推進を図ります。

(4) スポーツを通じた女性活躍の推進

スポーツを通じた女性活躍の推進を図ります。

【施策を構成する主な事業】

地域スポーツ推進事業、滝沢総合公園体育施設改修事業



なぎなたを通じた「受け継がれていく伝統の力」

(5) 施設の利用促進

① 計画的な維持管理、修繕、更新

市内体育施設の計画的な維持管理、修繕、更新を通じた利用促進を図ります。

② 学校体育施設の開放

市内小中学校や各学校施設開放運営委員会と連携・協働し、感染症対策を講じながら可能な限り市立小中学校の体育施設などを開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。

③ スポーツパル制度の周知

盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、スポーツパル制度（スポーツ施設の情報共有・ポイント制度・交流イベントなど）の周知を目指します。また、施設利用ポイントによるグッズ交換などスポーツ活動機会の充実を図ります。さらに、広域スポーツ施設の共有化や適正配置を検討します。

【施策を構成する主な事業】

滝沢総合公園管理運営事業、滝沢市体育施設管理運営事業、滝沢市多目的研修センター管理運営事業、滝沢総合公園体育施設改修事業、地域スポーツ推進事業

(6) 競技力の向上

① アスリート育成強化

公益財団法人滝沢市体育協会と連携・協働し、全国大会などへの選手派遣や奨励金交付を通じた競技活動の支援に取り組みます。全国レベルの競技者や団体、指導者などを招きイベントや強化試合、クリニック講習会などを通じたアスリート育成強化と競技スポーツの裾野の拡大を目指します。

② 盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働

盛岡広域スポーツコミッションと連携・協働し、盛岡広域8市町からオリンピックやパラリンピックで活躍するトップアスリート輩出を目指す「エイト・オリンピックズ・プロジェクト」を「情報発信・応援・育成」をキーワードに展開します。

【施策を構成する主な事業】

地域スポーツ推進事業



岩手地区中総体激励会（滝沢南中学校）

2 令和5年度図書館・文化芸術・文化財行政の方針

第1 方針 学べる環境づくりと文化芸術の振興

現代社会は、人口減少や高齢化、超スマート社会、with コロナ時代など急速な社会環境の変化に伴い地域課題や教育課題の複雑化・多様化が進んでいます。

国は、超スマート社会（情報通信技術が織り成す仮想空間と現実空間の高度融合システムによる経済発展と課題解決の両立を目指す社会：第5期科学技術基本計画より抜粋）と人生100年時代（高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり全ての人々が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる社会：高齢社会対策大綱と人生100年時代構想会議人づくり革命基本構想より抜粋）の実現をそれぞれ提唱しています。

社会教育法第17条と地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に基づき「令和5年度滝沢市社会教育行政の方針と計画」を策定し、湖山図書館の活用促進や文化芸術の振興、埋蔵文化財センターの活用促進を図ります。

子どもから高齢者まで全世代を対象とした「学びと活躍」が盛んな「まなぶ滝沢」の実現による「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の促進を目指して、方針を「学べる環境づくりと文化芸術の振興」とします。



チャグチャグ馬コふれあいまつりに
滝沢駒踊り保存会が演舞

第2 事業の展開

1 学べる環境づくり

市民に親しまれる図書館を目指し、全ての世代が生涯にわたって自ら学習できる施設として市民ニーズ把握に努め、地域の実情や時代の変化に即した運営に努めます。

また、図書消毒機やパーテーションの設置などの感染症対策を継続し、安心安全に利用できる環境を維持するとともに、滝沢市交流拠点複合施設ビッググループ滝沢との情報共有や事業連携により、学べる環境づくりの充実を図ります。

(1) 湖山図書館の活用促進

①利用者の求める資料を確実に提供できる図書館

- ・生涯学習の基礎となる児童図書の充実

子どもたちの知的好奇心を刺激する資料を中心に提供し、展示コーナーやティーンズコーナー等によるおすすめ図書の情報発信、おはなし会などのイベント開催を通して、子どもと良書との出会いの促進を図り、生涯を通して、図書館と親しむことができるような環境をつくります。

- ・リクエストによる蔵書の更新

利用者からのリクエストに広く応え、利用者のニーズに沿った図書資料の更新を図り、利用を促進します。

- ・高齢化社会に対応した資料の充実

高齢者を中心に好評を得ている大活字本のさらなる充実を図ります。

- ・利用状況に応じた図書整備

利用者の要求に応えるため、分類別の利用状況を配慮し図書を購入します。

- ・移動図書館車搭載図書の更新

移動図書館車に搭載している図書資料の更新や巡回コース毎のニーズに対応した図書搭載により、利用促進を図ります。

②暮らしの中の疑問が解決できる図書館

- ・調査研究の補助

毎日の暮らしの中で生じてくる疑問や知りたいこと、調べたいことに対し、図書館で司書が本の使い方や調べ方を案内し、調査研究の補助をします。

- ・複写サービスの実施

利用者の調査研究の便宜を図るため、著作権の規定の範囲内において所蔵資料の複写サービスを行います。

③全ての情報・知識への入り口となる図書館

- ・ホームページによる情報発信

ホームページのコンテンツ内容を検討し、新着図書やイベント情報など利用者には有益な情報の提供に努めます。

- ・インターネットによる情報提供

インターネットを利用できる環境を整え、広範囲の新鮮な情報の提供に努めます。

- ・移動図書館車運行

図書館サービスの全域的普及をめざし利用の促進を図ります。

④子どもへのサービスを重視する図書館

- ・図書館と子どもが出会う場の提供

おはなし会やミニシアター、子ども映画会、子ども図書館員等を実施し、子どもの足が図書館へ向くきっかけづくりに努めます。

- ・総合的学習の時間への対応

学校などと連携・協働して調べ学習に有効な資料の情報提供や団体貸出、図書館の利用方法の紹介に努めます。図書館見学、職業体験等の受入を行います。

⑤滝沢の歩みを知り、現在を知り、未来を考えていくことのできる図書館

- ・地域資料の収集

郷土出身作家作品や滝沢の歴史に関する専門的資料から小学生にもわかる資料まで地域に関する資料や情報の収集と提供に努め、郷土理解推進と郷土愛の育成を図ります。

- ・行政資料の提供

滝沢市の行政に関する資料を可能な限り収集し、提供に努めます。

⑥市民と図書館員とが共に創り育てる図書館

- ・協力者の確保

おはなし会やミニシアターの運営協力者など、多方面での協力を得て図書館運営を行います。

- ・リクエストサービス

利用者からのリクエストやレファレンスに広く応えることにより、利用者のニーズに沿った蔵書の充実を図ります。

⑦令和5年度滝沢市立湖山図書館資料収集方針

第1 趣旨

この方針は、滝沢市立湖山図書館の図書館資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 図書館資料の収集に関する基本方針

図書館資料は、公共図書館の役割、利用者各層の要求及び社会的な動向を十分把握して、図書館法に示されている教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。

第3 収集資料の種類

図書館資料の収集は、次の種類に基づき収集する。

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 官公庁刊行物
- 4 地域資料
- 5 その他

第4 図書館資料種類別の収集方針

- 1 図書

図書は、一般図書及び児童図書に区別した方針で収集する。

- (1) 一般図書は、市民の図書館として、多くの市民に利用される基本的、入門的な資料のほか、必要に応じて専門的資料まで幅広く図書館資料として収集する。ただし、その資料の内容が極めて高度で専門的である資料並びに学習用の参考書及び問題集などの限定的な利用と考えられる資料は、原則として収集しない。
- (2) 児童図書は、多くの子どもが読書の楽しさを発見し、継続できるように配慮し、幅広い分野の資料を図書館資料として収集する。また、科学読み物、調べ物及び児童用百科事典類は、子どもたちの社会や環境等の変化に留意しながら新しい資料を図書館資料として収集する。
- (3) 一般図書及び児童図書は、上記以外に利用者の求めに応じ、当該資料が広く市民に利用されると想定される資料の内、滝沢市立湖山図書館の図書館資料として一般開架することが適当と考えられる資料を図書館資料として収集する。なお、漫画については、学習や実用を目的とする資料、郷土に関する資料以外は原則として収集しない。

2 逐次刊行物

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び岩手県内の主要な地方紙で、一般的に広く購読されている新聞を図書館資料として収集する。
- (2) 雑誌は、利用者の利用頻度及び傾向並びに資料的価値を考慮して図書館資料として収集する。ただし、これらに該当すると考えられる雑誌において、当該雑誌が漫画を主体として掲載している雑誌、また、個人の趣味や一部の利用者にはしか利用されない雑誌については、収集しない。

3 官公庁刊行物

滝沢市によって発行された官公庁刊行物（特に、広報誌及び統計書類等）は、図書館資料として収集する。

また、他の官公庁において発行された刊行物についても、必要に応じて収集する。

4 地域資料

滝沢市及び岩手県に関する各種資料並びに県内出版物及び県人の著作物は、積極的に図書館資料として収集する。

5 その他

その他、社会情勢や図書の環境の変化など、必要性に応じて、その他の資料も図書館資料として収集する。

【施策を構成する主な事業】

図書館管理運営事業、移動図書館車運行事業、視聴覚普及推進事業、読書普及推進事業

2 文化芸術の振興

文化芸術の振興において重要なパートナーである滝沢市芸術文化協会や滝沢市郷土芸能保存団体協議会などと連携・協働し、伝統文化・芸術の次世代継承を図ります。

「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を展開し、郷土の歴史を未来へと継承ができる「人・つながり・地域づくり」を促進します。**新たに市指定無形民俗文化財に指定された「滝沢市さんさ踊り」、「大沢さんさ踊り」や市指定天然記念物に指定された「カワシンジュガイ」などの愛護意識の高揚と理解促進を図ります。**

埋蔵文化財の適切な保存と活用を図り、文化財保護意識の啓発を図ります。

(1) 伝統文化・芸術の次世代継承

① 芸術祭の開催

市民の文化芸術活動の成果を発表する機会であり、広く市民に芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化芸術の振興を図ります。市教育委員会と市芸術文化協会の主催で、舞台部門（演劇、舞踊・芸能、音楽・ダンス）、展示部門を開催します。

② 郷土芸能まつりの開催

民俗芸能の伝承に取り組んでいる保存会の活動を広く市民に理解していただくことと活動成果発表を通じた文化財としての民俗芸能の愛護意識を高めることを目指し開催します。

新たに市指定無形民俗文化財に指定された「滝沢市さんさ踊り」、「大沢さんさ踊り」の発表の機会を提供し、愛護意識の高揚と理解促進を図ります。

③ 郷土理解推進事業の展開

「滝沢市の歩み」を活用した郷土理解推進事業を実施し、郷土愛を育み、郷土の歴史を未来へと継承ができる「人・つながり・地域づくり」を促進します。

④ 文化財・天然記念物保護事業の展開

文化財保護や活用に関する教育委員会の諮問を受け、滝沢市文化財調査委員会議を行い、必要な研究調査を実施し、意見具申します。

指定文化財見学会を通じた保護意識の啓発を図ります。**新たに市指定天然記念物に指定された「カワシンジュガイ」の見学会や学習会を通して周知と理解促進を図ります。**民具類（民俗文化資料）を市内児童などをはじめとした市民が郷土学習資料として幅広く活用できるよう保存管理と活用に努めます。

【施策を構成する主な事業】

芸術祭開催事業、伝統文化支援事業、郷土理解推進事業、文化財・天然記念物保護事業

(2) 埋蔵文化財の保存と活用

① 開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整

開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を図るため、有無確認調査、遺跡の内容を確認する試掘調査を実施します。

② 発掘調査業務の実施

開発工事の実施に伴う遺跡の緊急発掘調査を実施し、その結果に基づく調査報告書を作成し記録保存を図ります。

③ 調査・研究活動の推進

収蔵資料の調査・研究により郷土滝沢の黎明期の解明を推進します。

④ 収蔵資料の管理

発掘調査により出土した遺物や図面、写真等の諸記録を適切に収納し、収蔵資料の適切な保全と管理を実施します。

⑤ 教育普及活動

埋蔵文化財の調査研究成果を展示公開し、各種の歴史体験講座や年1回の考古学関係講座、出前講座などの教育普及事業を実施し、埋蔵文化財に対する啓発啓蒙活動を推進し埋蔵文化財の活用を図ります。

⑥ 埋蔵文化財関係職員の技術、資質の向上

県内外で開催される発掘技術向上の講習会や各地での発掘調査報告会、現地説明会などへの参加により発掘調査担当職員の発掘技術と資質の向上を図ります。

⑦ 史跡公園湯舟沢環状列石の保存管理

史跡公園湯舟沢環状列石に関する野外展示解説板の新規作成と環状列石に関する野外解説会を開催します。また、埋蔵文化財センターの適切な保存管理を実施します。

【施策を構成する主な事業】

埋蔵文化財センター管理運営事業、埋蔵文化財センター教育普及事業、埋蔵文化財調査事業



議案第 3 号

令和5年度滝沢市立学校給食センター運営方針に関し議決を求めることについて

令和5年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定に基づき、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

令和5年度滝沢市立学校給食センター運営方針を定めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

【滝沢市学校教育目標】

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成

学校給食や「食に関する指導」の実施に関して必要な事項を定め、学校給食の普及充実と食育の推進を図ることを目的に学校給食法が制定されており、その中で、7つの学校給食の目標が定められています。

【学校給食の目標】 学校給食法 第2条

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食センターでは、これらの目標に基づいて『学校給食センター運営の基本目標』と、4つの「運営目標」を定め、それらを実現するため6つの具体的な実践計画を設定しています。

【滝沢市立学校給食センター 運営の基本目標】

学校教育の一環としての、学校給食の安全と充実及び食育の推進を図る。

【滝沢市立学校給食センター 運営目標】

- 1 成長期の児童生徒に栄養のバランスのとれた給食を提供する。
- 2 日常における望ましい食習慣を養うため、児童生徒に食に関する指導を行う。
- 3 郷土滝沢、岩手で生産される農水産物の活用に努める。
- 4 安全で適正な価格の食材料確保に努める。

【滝沢市立学校給食センター 具体的実践計画】

- 1 会議の開催
- 2 学校給食の提供
- 3 食育の推進
- 4 地産地消の推進
- 5 学校給食事業の情報発信
- 6 給食費の収納率向上

上記の実践計画のうち、令和5年度に実施する主な取組は、次のとおりです。

- ◇ 調理等業務委託の継続により、安定した運営と安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供します。
- ◇ 滝沢市学校給食食材生産供給組合と情報交換を密にし、地場産品の活用に努めます。
- ◇ 市内小中学校で実施している「食に関する指導」の継続実施と指導内容の充実に努めます。
- ◇ 学校給食費については、各種制度の活用や手続きの簡便化を図りながら、引き続き収納率向上に取り組めます。

議案第 4 号

滝沢市文化財調査委員の任命に関し議決を求めることについて

滝沢市文化財調査委員設置条例第4条の規定に基づき、次のとおり滝沢市文化財調査委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和5年4月1日付）

氏名	主たる経歴・任命履歴	専門
越谷 信	岩手大学理工学部教授 4期目（令和5年4月1日～）	地質
松本 博明	岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授 3期目（令和5年4月1日～）	民俗

（任命期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日）

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

理由

滝沢市文化財調査委員越谷信氏及び松本博明氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、同人を選任しようとするものである。

議案第 5 号

滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正することについて

滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により議会の議決を求めるものとする。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令（別紙）

提案理由

滝沢市個人情報保護条例の廃止等に伴い、滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正するものである。

滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成10年滝沢村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

滝沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第 4 条 滝沢市行政情報公開条例（平成 9 年滝沢市条例第 8 号）の施行に関し、市長部局における当該事務主管課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 教育委員会で管理する行政情報の公開の請求又は任意公開の申出に係る相談及び案内に関する事。こと。</p> <p>（2） 行政情報公開請求書及び行政情報任意公開申出書の受理に関する事。こと。</p> <p>（3） 公開又は任意公開する行政情報の写しの交付に関する事。こと。</p> <p>（4） 行政情報の公開の可否の決定に係る審査請求書の受理に関する事。こと。</p> <p>（5） 行政情報の検索に必要な資料の管理及び閲覧に関する事。こと。</p> <p>（6） 情報提供に係る行政資料の収集、管理及び提供に関する事。こと。</p>	
<p>2 滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢市条例第 9 号）の施行に関し、市長部局における当該事務主管課の職員に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 教育委員会が保有する自己を本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正、削除、目的外利用の中止及び外部提供の中止並びに特定個人情報（滝沢市個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する特定個人情報をいう。）の利用の停止、消去及び提供の停止（以下「開示等」という。）の請求に係る相談及び案内に関する事。こと。</p> <p>（2） 開示等の請求書の受理に関する事。こと。</p> <p>（3） 開示する自己情報の写しの交付に関する事。こと。</p> <p>（4） 開示等の可否の決定に係る審査請求書の受理に関する事。こと。</p> <p>（5） 個人情報取扱事務登録簿の一般の縦覧に関する事。こと。</p>	
<p>3 前 2 項に掲げる事務は、市長部局における滝沢市行政情報公開条例又は滝沢市個人情報保護条例の総合的な調整を担当する主管課長が専決することができる。</p>	

議案第 6 号

滝沢市教育委員会が管理する行政情報に関する滝沢市行政情報公開条例施行規則を廃止することについて

滝沢市教育委員会が管理する行政情報に関する滝沢市行政情報公開条例施行規則を廃止することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

滝沢市教育委員会が管理する行政情報に関する滝沢市行政情報公開条例施行規則を廃止する規則

滝沢市教育委員会が管理する行政情報に関する滝沢市行政情報公開条例施行規則（平成10年滝沢村教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

滝沢市個人情報保護条例の廃止等に伴い、滝沢市教育委員会が管理する行政情報に関する滝沢市行政情報公開条例施行規則を廃止するものである。

議案第 7 号

滝沢市教育委員会が管理する行政情報の公開等に関する事務取扱要領を廃止することについて

滝沢市教育委員会が管理する行政情報の公開等に関する事務取扱要領を廃止することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

滝沢市教育委員会が管理する行政情報の公開等に関する事務取扱要領を廃止する訓令

滝沢市教育委員会が管理する行政情報の公開等に関する事務取扱要領（平成10年滝沢村教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

滝沢市個人情報保護条例の廃止等に伴い、滝沢市教育委員会が管理する行政情報の公開等に関する事務取扱要領を廃止するものである。

議案第 8 号

滝沢市教育委員会が保有する個人情報に関する滝沢市個人情報保護条例施行規則を廃止することについて

滝沢市教育委員会が保有する個人情報に関する滝沢市個人情報保護条例施行規則を廃止することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

滝沢市教育委員会が保有する個人情報に関する滝沢市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

滝沢市教育委員会が保有する個人情報に関する滝沢市個人情報保護条例施行規則（平成10年滝沢村教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

滝沢市個人情報保護条例の廃止等に伴い、滝沢市教育委員会が保有する個人情報に関する滝沢市個人情報保護条例施行規則を廃止するものである。

議案第 9 号

滝沢市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領を廃止することについて

滝沢市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領を廃止することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

令和5年3月24日提出

滝沢市教育委員会教育長 熊谷雅英

滝沢市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領を廃止する訓令
滝沢市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領（平成10年滝沢村教育委員会訓令第7号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

滝沢市個人情報保護条例の廃止に伴い、滝沢市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領を廃止するものである。